

小テスト

以下の各問題について、その内容が正しいものには○を、誤っているものは×と、解答してください。

- 問題1 横須賀に居住するAは、東京に居住するBに対してある物品を売ったが、Bが約定の期日までに売買代金を支払わなかった。そこで、Aは、Bに対し、代金支払請求訴訟の提起を考えたが、その際、Aは、Aの住所地である横須賀を管轄する裁判所に売買代金支払請求訴訟を提起することはできる。なお、本件において、管轄の合意はないものとする。
- 問題2 人は18歳になれば、原則として単独で訴訟行為を行うことができる。
- 問題3 建物を所有するAが、Bに対し、当該建物を賃貸借期間2年の約束のもとで賃貸した。その後、期間満了前に、Bから契約更新をしない旨の連絡があったため、契約を終了させることになったが、契約期間が過ぎても、Bが賃料相当額を支払うことなく当該建物を明け渡さなかった。そこで、Aは、Bに対し、建物の明渡しを求める訴訟を提起しようと考えたが、その際、所有権を理由に建物の返還請求の訴えを提起することができる。
- 問題4 訴えを提起する際、訴状に当事者（及び法定代理人）、請求の趣旨及び原因を記載しなければならないが、その際、請求を理由づける事実を具体的に記載し、かつ、立証を要する事由ごとに、当該事実に関連する事実で重要なもの及び証拠を記載しなければならない。
- 問題5 請求の当否を決定するために判断することが必要な前提問題が、宗教上の教義、信仰の内容に深くかかわり、その内容に立ち入ることなくしてその問題の結論を下すことができないときは、裁判所法3条1項にいう「法律上の争訟」にはあたらない。
- 問題6 被告の所在が不明で、交付送達ができない場合は、被告に対する送達手続を取らずに審理を進めることができる。
- 問題7 地方裁判所での裁判において、第2回期日以降でも陳述擬制の適用がある。
- 問題8 「ある事実」を認めるに足りる証拠があれば、その「ある事実」の主張がなくても裁判所は「ある事実」を認定することができる。
- 問題9 Aは、Bに対し、金銭消費貸借契約に基づく貸金返還請求を申し立てたところ、Bが一定額を支払うとする訴訟上の和解が成立し、訴訟が終了した。しかし、Bは、約束に期日までに一定額を支払わない。この場合、Aが未払金を回収するためには、あらためて支払いを命じる判決を得なければならない。
- 問題10 判決が確定した場合、当事者は、既判力が生じた判断を争うことは許されず、後訴裁判所はこれを争う当事者の申立てや主張・立証を排斥しなければならない。

小テストの解答

- 問題 1 ○ 財産権上の訴えは、義務履行地にも管轄があるところ（民訴5条1号）、売買代金の支払いに関する義務履行地は、特約がなく、特定物の引渡でなければ債権者の現在の住所が履行場所となる。そのため、Aの住所地である横須賀の裁判所でも訴訟提起することができる。
- 問題 2 ○ 訴訟能力は民法の行為能力に対応するところ、現行法上、18歳になれば成年となるため、訴訟能力があるとされる。
なお、例外としては、成年被後見人、被保佐人、被補助人。
- 問題 3 ○ 処分権主義。なお、Aは賃貸借契約終了に基づく建物明渡請求もできる。
- 問題 4 ○ 民訴133条2項、民訴規53条
- 問題 5 ○ 最判平成14年2月22日参照
- 問題 6 × 訴状は、被告に送達しなければならず（民訴138I）、交付送達ができなければ、付郵便送達（民訴107）や公示送達（民訴110）を行わなければならない。
- 問題 7 × 続行期日の場合、158条の適用はない（判例）。
- 問題 8 × 弁論主義の第一テーゼにおける「証拠資料と訴訟資料の峻別」参照
- 問題 9 × 調書への記載より確定判決と同一の効力を生じる（民訴267）。訴訟上の和解によりBは支払義務を認めているはずなので、あらためて判決を得る必要はない。
- 問題 10 ○ 既判力の消極的作用